

資料 1

「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」の開催について

〔平成15年12月5日〕
〔内閣官房長官決定〕

改正 平成17年7月29日

1. 趣 旨

国の機関が作成し、又は取得した公文書等は、組織の活動記録であるだけでなく、国民にとっても貴重な記録であり、我が国の歴史を後世に伝えるための資料として不可欠なものであることから、これを体系的に保存することは、国の責務である。

公文書等を適切に管理し、後世に残すべき価値のある歴史的に重要な公文書等の体系的な保存を行うとともに、国民の利用に供するための制度を整備することは、我が国における重要な課題である。

このため、「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」(以下「懇談会」という。)を開催し、諸外国の現状等を踏まえつつ、我が国にふさわしい公文書等の管理、保存及び利用に係る制度の在り方を検討することとする。

2. 構成員

別紙のとおり。

ただし、必要に応じ、他の関係者の出席を求めることができる。

3. 開催期間

懇談会は、随時開催する。

4. 庶 務

懇談会の庶務は、関係機関の協力を得て、内閣府大臣官房管理室において処理する。

(別紙)

「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」名簿

座長	尾崎 護	財団法人矢崎科学技術振興記念財団理事長
	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	加賀美 幸子	千葉県女性センター名誉館長
	加藤 陽子	東京大学大学院人文社会系研究科助教授
	小谷 宏三	平成国際大学法学部教授
	後藤 仁	神奈川大学法学部教授
	三宅 弘	弁護士
	山田 洋	一橋大学大学院法学研究科教授

オブザーバーとして、独立行政法人国立公文書館長及び総務省大臣官房審議官（行政管理局担当）